

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情4第18号	受理年月日	令和4年6月7日
件名	災害・戦争などの被災者を目黒区に受け入れる際の恒久的支援体制の確立を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>目黒区は、2011年の東日本大震災に際し、友好都市として多くの被災者を目黒区に受け入れ、支援しました。</p> <p>2022年4月、目黒区は、ロシアのウクライナ侵攻に際して、ウクライナからの避難民の受け入れ、支援を開始しています。</p> <p>東日本大震災避難者に関しては、多くの方々が気仙沼に戻られるなど、目黒区を無事去られましたが、戻るに戻れない事情の方もありました。その中のお一人Aさんは、区民住宅の提供を受けましたが、2018年の「みなし仮設住宅」の期限切れとともに、目黒区から住居からの退去を求められ、さらには2021年に至り、「建物明け渡しに関する民事訴訟」（令和3年（ワ）第19641号）により区から訴えられる事態になっています。</p> <p>今日再び、ウクライナから戦禍をのがれ目黒区に避難されてこられた方が発生し、目黒区長はその方と面談して、銀行口座開設や自動翻訳機など、すぐにも必要な支援が要望され、様々な支援を取り組むことを表明されました。この面談された方々は、とりあえず目黒に身を寄せるところがある方とのことですが、今後まず必要になるのは、住居の支援です。東京都は数百戸の都営住宅の提供を行うとしており、すでに区内都営住宅に入居された方もいます。そして住居には、家具・電気製品・什器など様々なものが備えられなければなりません。さらに子どもたちが避難して来れば教育が、お年寄りなどには医療が、さらになにより就労が求められることとなります。</p> <p>これらの支援に対して、受け入れ自治体として必要なのは、単に一時的にニュースをにぎわすことばかりでなく、避難から場合によっては「再定住」、帰るに帰れない場合まで含め、地域社会として寄り添う支援を幅広く継続して行うことです。そのためには、支援業務の委託先のみならず、区としても総合的に長期にわたり継続して被災者を見守り寄り添う体制が必要です。</p> <p>東日本大震災被災者のAさんが提訴される結果となったことを繰り返すことなく、今後の災害・戦禍などからの被災し目黒区に身を寄せられる方々が、安心して目黒で共に暮らせる社会を、行政・市民が手を携え実現していきましょう。</p>			

【陳情事項】

大震災・各種の災害・戦禍などから避難し、目黒区にいられた被災者の方々へ、基礎自治体として衣・食・住、さらに医療・教育・就労などの様々な支援の身近な窓口となることが区に求められます。その際には、被災者に寄り添った支援を恒久的に提供することが重要です。災害などの発生時点のみならず、被災者が地域に暮らす限り最後までより沿った支援を行えるよう、縦割り行政でなく総合的・恒久的な支援体制を構築することを求めます。